

 **大阪府** 大阪府介護事業者・従事者向け  
カスタマーハラスメント相談窓口  
一人で悩まず、ご相談ください！

大声・暴言・威嚇



不当・過剰な要求



セクハラ・つきまとい



暴力・物を投げる



相談対象

大阪府内の介護事業所及び施設に従事する職員  
及び管理者等

相談内容

利用者やその家族等からの暴力・ハラスメント  
等への対応方法など

弁護士による法律相談も受けられます

相談窓口

電話  0120-111-507

またはQRコードにアクセスしていただき、  
メール受付フォームからご相談ください



相談日時

月曜日～金曜日(9:00～18:00)  
※祝日及び12/29～1/3は除く